

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法上の要件【注1】を加重して、「社外役員の独立性判断基準」を策定し、代表取締役社長及び社外取締役をもって構成する指名・報酬委員会での審議・答申を経て、取締役会の決議により社外役員候補を選任する。さらに、証券取引所へ独立役員として届け出るに先立ち、届け出の対象者が本基準を充足することを確認し、取締役会において決議する。

【1】社外役員の独立性判断基準

社外役員候補者本人および本人が帰属する企業・団体と当社および子会社（以下、当社グループという。）との間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、就任後も下記に定める独立性要件を維持し、主要な役職に就任した場合は、指名・報酬委員会において、その独立性について検証する。

1. 現在当社グループ【注2】の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員または使用人でなく、過去においても当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員または使用人であったことがないこと
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの大株主もしくは当社グループが大株主の会社等の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと
 - 大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう
3. 当社グループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
 - 主要な取引先企業とは、直前事業年度および過去3事業年度における当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業。
4. 当社または当社子会社のメインバンクの取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
5. 当社グループから多額の寄付を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
 - 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう
6. 当社グループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと
 - 多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう
9. 次に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと
 - 1) 当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
 - 2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - 重要な使用人とは、本部長職位およびそれに類する以上職位の使用人をいう
 - 3) 上記2乃至8で就任を制限している対象者
10. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと

【注1】

1. 会社法上の社外取締役の要件とは以下をいう。
 - 1) 現在も含め就任前10年以内に、当該会社、子会社の業務執行取締役、執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」といいます）に就任したことがないこと。
 - 2) 前号に該当する場合でも、就任前10年以内に当該会社、子会社の取締役、会計参与又は監査役に就任したことがある場合には、その職に就任する前10年間に当該会社、子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。
 - 3) 当該会社の自然人たる支配株主、又は親会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。
 - 4) 当該会社のグループ内兄弟会社の業務執行取締役等でないこと。
 - 5) 当該会社の取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人又は自然人たる支配株主の配偶者又は2親等内の親族でないこと。
2. 会社法上の社外監査役の要件とは以下をいう。
 - 1) 現在も含め就任前10年以内に、当該会社、子会社の取締役、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人に就任したことがないこと。
 - 2) 前号に該当する場合でも、就任前10年以内に当該会社、子会社の監査役に就任したことがある場合には、その職に就任する前10年間に当該会社、子会社の取締役、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。
 - 3) 当該会社の自然人たる支配株主又は親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。
 - 4) 当該会社のグループ内兄弟会社の業務執行取締役等でないこと。
 - 5) 当該会社の取締役、支配人、その他の重要な使用人又は自然人たる支配株主の配偶者又は2親等内の親族でないこと。

【注2】当社グループとは「SRSホールディングス株式会社」および「SRSホールディングス株式会社」の子会社とする。

以 上

(附則)

1. 本基準の改廃責任者は管理本部責任者とする。
2. 本基準の制定・改廃は取締役会の決議による。
 - ① 平成27年 9月15日 制定
 - ② 平成29年10月 1日 改訂